

## 第 2 章

# 人口動態統計

# 利 用 上 の 注 意

## 1 人口動態統計の数値

人口動態統計は、日本における日本人の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関する統計であり、その数値は厚生労働省大臣官房統計情報部の人口動態調査客体を基にして作成してある。

なお、各統計表は、調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当年の翌年1月14日までに市町村長に届けられたものを集計してある。

## 2 住 所

(1) 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった母の住所で、それぞれ集計してある。

(2) 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で、それぞれ集計してある。

## 3 死因の分類

死因の分類は、平成7年分からWHOが定めた第10回修正国際疾病分類（基本分類）を基準として厚生労働省が定めたもののうち、「死因簡単分類表」（付表1）、「選択死因分類表」（付表2）、「乳児死因簡単分類表」（付表3）を使用している。

なお、周産期死亡の死因については、児側病態と母側病態からそれぞれ1つを選ぶ方法を探っているので基本分類を用いている。

## 4 用語の説明

本年報で使用している用語は、「人口動態統計」（厚生労働省）に基づき、次のように定義している。

(1) 自 然 増 加：出生数から死亡数を減じたもの。

(2) 乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡。

(3) 新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡。

(4) 早 期 新 生 児 死 亡：生後1週未満の死亡。

(5) 死 産：妊娠満12週以降の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないもの。

(6) 自然死産と人工死産：人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的措置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

1) 胎児を出生させることを目的とした場合。

2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。

なお、死産統計を観察する場合は、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和 23 年以降：優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかで、妊娠第 4 月以降のものも人工死産に含まれることになった。

昭和 24 年以降：優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和 27 年以降：優生保護法の改正により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対して人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和 43 年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として扱うこととなった。

昭和 51 年以降：優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、通常妊娠第 8 月未満とされてきたが、通常妊娠第 7 月未満となった。  
(昭和 51 年 1 月 20 日厚生省発衛第 15 号厚生事務次官通知)

昭和 54 年以降：「胎児が母体外において、生命を維持することのできない時期」の基準は、通常妊娠満 23 週以前であること。」と従来の「通常第 7 月未満」を「通常第 23 週以前」に表現を改めた。  
(昭和 53 年 11 月 21 日厚生省発衛第 252 号厚生事務次官通知)

平成 3 年以降：優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について、「通常妊娠満 23 週以前」を「通常妊娠満 22 週未満」に改めた。  
(平成 2 年 3 月 20 日厚生省発健医第 55 号厚生事務次官通知)

(7) 周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。

(平成 6 年までは、妊娠満 28 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。)

## 5 比率の算出方法

$$(1) \text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \quad (\text{又は } 100,000)$$

$$(3) \text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$(4) \text{乳 児 死 亡 率} = \frac{\text{年 間 乳 児 死 亡 数}}{\text{年 間 出 生 数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{新 生 児 死 亡 率} = \frac{\text{年 間 新 生 児 死 亡 数}}{\text{年 間 出 生 数}} \times 1,000$$

$$(6) \text{死 産 率} = \frac{\text{年 間 死 産 数}}{\text{年 間 出 産 数}} \times 1,000$$

注: 出産数とは、出生数と死産数の合計をいう。

$$(7) \text{自 然 死 産 率} = \frac{\text{年 間 自 然 死 産 数}}{\text{年 間 出 産 数}} \times 1,000$$

$$(8) \text{人 工 死 産 率} = \frac{\text{年 間 人 工 死 産 数}}{\text{年 間 出 産 数}} \times 1,000$$

$$(9) \text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{出産(出生 + 妊娠満 22 週以降の死産)}} \times 1,000$$

$$\left( \text{平成 6 年まで} \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年 間 出 生 数}} \times 1,000 \right)$$

$$(10) \text{婚 姻 率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

$$(11) \text{離 婚 率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

$$(12) \text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年 齢 別 女 子 人 口}} \quad (\text{15 歳から 49 歳までの出生率の合計})$$

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1 人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。

## 6 基礎人口

(1) 各表において、率の算出に用いた人口は、全国欄がある表にあっては、国勢調査の行われた年は国勢調査結果の日本人人口、その他の年は総務省（昭和 58 年までは総理府）統計局推計による日本人人口を用いており、また、全国欄がない表にあっては、国勢調査年は国勢調査結果の総人口、その他の年は 10 月 1 日現在青森県統計情報課公表の推計人口を用いている。但し、昭和 58 年（第 35 号）までの青森県衛生統計年報においては、全国欄のない表でも、総理府統計局公表の推計日本人人口を用いているので、注意する必要がある。

(2) 平成 17 年の率の算出に用いた基礎人口は、次のとおりである。

<p>全国欄がある 表の場合</p>	<p>全 国：総務省統計局公表の平成 17 年 10 月 1 日現在国勢調査人口(日本人人口) 126,204,902 人</p> <p>青森県：総務省統計局公表の平成 17 年 10 月 1 日現在 都道府県別国勢調査人口(日本人人口) 1,432,727 人</p>
<p>全国欄がない 表の場合</p>	<p>青森県：総務省統計局公表の平成 17 年 10 月 1 日現在 都道府県別国勢調査人口(総人口) 1,436,657 人</p> <p>市町村：                    同                    上</p>

## 7 表章記号の説明

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| (1) 計数のない場合                   | -        |
| (2) 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合    | ...      |
| (3) 統計項目のあり得ない場合              | ・        |
| (4) 比率が微小（表章単位の 2 分の 1 未満）の場合 | 0.0、0.00 |

付表1 死因簡単分類表

死因簡単分類コード	死因簡単分類名	基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00-B99
01100	腸管感染症	A00-A09
01200	結核	A15-A19
01201	呼吸器結核	A15-A16
01202	その他の結核	A17-A19
01300	敗血症	A40-A41
01400	ウイルス肝炎	B15-B19
01401	B型ウイルス肝炎	B16-B17.0,B18.0-B18.1
01402	C型ウイルス肝炎	B17.1,B18.2
01403	その他のウイルス肝炎	B15-B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病	B20-B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99の残り
02000	新生物	C00-D48
02100	悪性新生物	C00-C97
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00-C14
02102	食道の悪性新生物	C15
02103	胃の悪性新生物	C16
02104	結腸の悪性新生物	C18
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	C19-C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23-C24
02108	膵の悪性新生物	C25
02109	咽頭の悪性新生物	C32
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33-C34
02111	皮膚の悪性新生物	C43-C44
02112	乳房の悪性新生物	C50
02113	子宮の悪性新生物	C53-C55
02114	卵巣の悪性新生物	C56
02115	前立腺の悪性新生物	C61
02116	膀胱の悪性新生物	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物	C70-C72,C75.0-C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81-C85
02119	白血病	C91-C95
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C88-C90,C96
02121	その他の悪性新生物	C00-C97の残り
02200	その他の新生物	D00-D48
02201	中枢神経系のその他の新生物	D32-D33,D35.2-D35.4,D42-D43,D44.3-D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	D00-D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50-D89
03100	貧血	D50-D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65-D89
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00-E90
04100	糖尿病	E10-E14
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00-E90の残り
05000	精神及び行動の障害	F00-F99
05100	血管性及び詳細不明の痴呆	F01-F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F00-F99の残り
06000	神経系の疾患	G00-G99
06100	髄膜炎	G00-G03
06200	脊髄性萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00-G99の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00-H59
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60-H95
09000	循環器系の疾患	I00-I99
09100	高血圧性疾患	I01-I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11,I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10,I12,I15
09200	心疾患(高血圧性を除く)	I01-I02.0,I05-I09,I20-I25,I27,I30-I52
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
09202	急性心筋梗塞	I21-I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20,I23-I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34-I39
09205	心筋症	I42-I43
09206	不整脈及び伝道障害	I44-I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01-I02.0,I27,I30-I33,I40-I41,I51-I52
09300	脳血管疾患	I60-I69
09301	くも膜下出血	I60,I69.0
09302	脳内出血	I61,I69.1
09303	脳梗塞	I63,I69.3

09304	その他の脳血管疾患	I60-I69の残り
09400	大動脈瘤及び乖離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00-I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00-J99
10100	インフルエンザ	J10-J11
10200	肺炎	J12-J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41-J44
10500	喘息	J45-J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00-J99の残り
11000	消化器系の疾患	K00-K93
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25-K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40-K46,K56
11300	肝疾患	K70-K77
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	K74.3-K74.6
11302	その他の肝疾患	K70-K77の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00-K93の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00-L99
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00-M99
14000	尿路器系の疾患	N00-N99
14100	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	N00-N16
14200	腎不全	N17-N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎不全	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の尿路器系の疾患	N00-N99の残り
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00-O99
16000	周産期に発生した病態	P00-P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05-P08
16200	出産外傷	P10-P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20-P29
16400	周産期に特異的な感染症	P35-P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50-P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00-P96の残り
17000	先天奇形、奇形及び染色体異常	Q00-Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00-Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20-Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20-Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25-Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35-Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00-Q89の残り
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90-Q99
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00-R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00-R99の残り
20000	障害及び死亡の外因	V01-Y89
20100	不慮の事故	V01-X59
20101	交通事故	V01-V99
20102	転倒・転落	W00-W19
20103	不慮の溺死及び溺水	W65-W74
20104	不慮の窒息	W75-W84
20105	煙、火及び火災への曝露	X00-X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40-X49
20107	その他の不慮の事故	W00-X59の残り
20200	自殺	X60-X84
20300	他殺	X85-Y09
20400	その他の外因	Y10-Y89

付表2 選択死因分類

選択死因 分類コード	選択死因分類名	死因簡単分類 コード	基本分類コード
Se01	結核	01200	A15-A19
Se02	悪性新生物 (再掲)	02100	C00-C97
Se03	食道の悪性新生物	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物	02104	C18
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	02105	C19-C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	02107	C23-C24
Se09	膵の悪性新生物	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物	02110	C33-C34
Se11	乳房の悪性新生物	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物	02113	C53-C55
Se13	白血病	02119	C91-C95
Se14	糖尿病	04100	E10-E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10-I15
Se16	心疾患(高血圧性を除く) (再掲)	09200	I01-I02.0,I05-I09,I20-I25,I27,I30-I52
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21-I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20,I23-I25
Se19	不整脈及び伝道障害	09206	I44-I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患 (再掲)	09300	I60-I69
Se22	くも膜下出血	09301	I60,I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61,I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63,I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12-J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41-J44
Se28	喘息	10500	J45-J46
Se29	肺疾患	11300	K70-K77
Se30	腎不全	14200	N17-N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故 (再掲)	20100	V01-X59
Se33	交通事故	20101	V01-V99
Se34	自殺	20200	X60-X84



付表3 乳児死因簡単分類表

乳児死因簡単分類コード	乳児死因簡単分類名	基本分類コード
Ba01	腸管感染症	A00-A09
Ba02	敗血症	A40-A41
Ba03	麻疹	B05
Ba04	ウイルス肝炎	B15-B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	A00-AB99の残り
Ba06	悪性新生物	C00-C97
Ba07	白血病	C91-C95
Ba08	その他の悪性新生物	C00-C97の残り
Ba09	その他の新生物	D00-D48
Ba10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	E40-E64
Ba11	代謝障害	E70-E90
Ba12	髄膜炎	G00-G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
Ba14	脳性麻痺	G80
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	I01-I02.0,I05-I09,I20-I25,I27,I30-I52
Ba16	脳血管疾患	I60-I69
Ba17	インフルエンザ	J10-J11
Ba18	肺炎	J12-J18
Ba19	喘息	J45-J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	K40-K46,K56
Ba21	肝疾患	K70-K77
Ba22	腎不全	N17-N19
Ba23	周産期に発生した病態	P00-P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05-P08
Ba25	出産外傷	P10-P15
Ba26	出生時仮死	P21
Ba27	新生児の呼吸窮 促 迫	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20-P29の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	P35-P39の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50-P61
Ba34	その他の周産期に発生した障害	P00-P96の残り
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00-Q99
Ba36	神経系の先天奇形	Q00-Q07
Ba37	心臓の先天奇形	Q20-Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	Q25-Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	Q30-Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	Q35-Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び奇形	Q65-Q79
Ba42	その他の先天奇形及び奇形	Q00-Q89の残り
Ba43	染色体異常、他に分類さえないもの	Q90-Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	R95
Ba45	その他のすべての疾患	D50-N99の残り、R00-R99の残り
Ba46	不慮の事故	V01-X59
Ba47	交通事故	V01-V99
Ba48	転倒・転落	W00-W19
Ba49	不慮の溺死及び溺水	W65-W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気管閉塞を生じた食物等の誤えん吸引	W78-W80
Ba51	その他の不慮の窒息	W75-W84の残り
Ba52	煙、火及び火災への曝露	X00-X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40-X49
Ba54	その他の不慮の事故	W00-X59の残り
Ba55	他殺	X85-Y09
Ba56	その他の外因	Y10-Y89